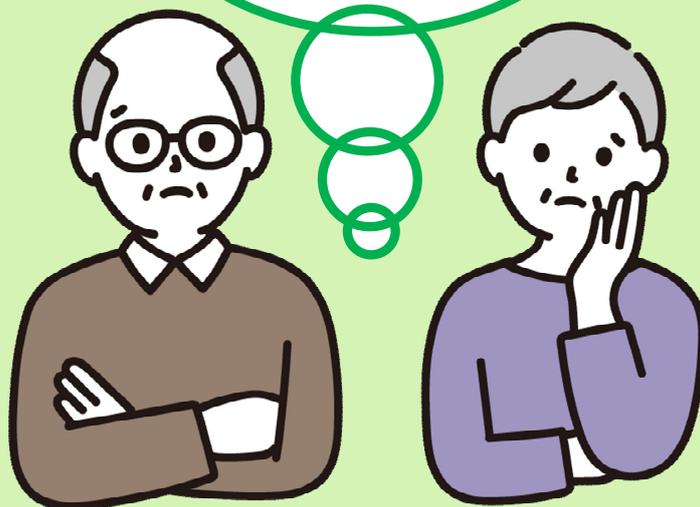


さくら市地域生活支援拠点

～生活全般に困ったらぱるぱるへ～

- 高齢になってきて、将来の子どものこと心配. . . .
- 自分が入院したら、家でこども1人で大丈夫かしら。
- 将来的に1人で暮らせるように自立に向けて、グループホームを体験してみたい。
- 今まで障がい福祉サービスを使ったことがないけどどんなサービスがあるか知りたい。
- ひとりではどうしてよいかわからない。



☎ そんな時は「トータルサポートぱるぱる」にご相談ください。
障がいをお持ちの方とその家族への安心のお手伝いをします。

福祉課 障がい福祉係
基幹相談支援センター
☎028-681-1161

障がい者支援センターふれあい
☎028-681-6666
障害者相談支援センター桜花
☎028-681-6720

【利用登録までの流れ】



障がい者・家族

○障がい者支援センターふれあい
☎028-681-6666
○障害者相談支援センター桜花
☎028-681-6720

または

○福祉課 障がい福祉係
○基幹相談支援センター
☎028-681-1161



○現在の状況を詳しく聞き取りするため面談を実施。
※面談をして必要な方には、登録のご案内をします。
・「利用登録票」と「インテーク・アセスメントシート」を作成する。

○関係する支援機関で支援内容を調整（個別支援会議）
・「利用登録票」をもとに緊急時を見据えた支援内容を検討。
・緊急時の受け入れ先や役割を確認。



○登録完了。
○障害福祉サービスを利用したことのない方は
①福祉サービスの計画相談支援事業所と契約をする。
②障害支援区分の認定申請をする。利用事業所と契約をする。
③緊急時にスムーズに施設を利用できるように、利用を予定している施設（短期入所、グループホームなど）の利用を開始する。



○急に利用が必要になっても、**利用する方も、受け入れる施設もあわてずに安心して利用できる。**